

松本市スポーツ推進審議会条例

平成4年2月26日

条例第3号

改正 平成12年3月2日条例第1号

平成23年9月26日条例第30号

(題名改称)

平成27年3月13日条例第39号

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、松本市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、市長の諮問に応じて、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) スポーツに関する学識経験者

(2) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選とする。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月2日条例第1号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月26日条例第30号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月13日条例第39号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定（各号列記以外の部分を除く。）は、公布の日から施行する。